

第43号議案

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当（以下「給与」という。）を支給する。ただし、地域手当は、医師である場合に限り、支給する。

(給料月額)

第3条 給料月額は、80万円とする。

2 管理者が医師である場合の給料月額は、前項の規定にかかわらず、100万円とする。

(地域手当)

第4条 地域手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「一般職給与条例」という。）第9条の3の規定の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）第2条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「給与月額」とあるのは、「給料月額及び地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

(給与の支給)

第6条 第2条から前条までに規定する給与の支給については、一般職給与条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当)

第7条 管理者が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その

遺族)に退職手当を支給する。

- 2 管理者の退職手当の支給は、任期ごとに行う。
- 3 退職手当の額は、退職の日における管理者の給料月額に次項及び第5項の規定により計算した在職月数を乗じて得た額に100分の26を乗じて得た額とする。
- 4 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、管理者としての引き続いた在職期間による。
- 5 前項の規定による在職期間の計算は、管理者となった日から退職した日までの月数による。この場合において、当該在職期間に1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 前各項に定めるもののほか、管理者に対する退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第2条第3項、第5条第4項、第6条第1項、第9条から第10条の3まで、第12条及び第13条の規定の例による。

(旅費)

第8条 管理者が公務により旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給については、特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)第4条に規定する常勤の監査委員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「(以下「職員」という。)」を削り、同項第1号中「出納長」の次に「、病院事業管理者」を加え、同条第2項中「職員について」を「前項各号に掲げる者以外の職員(以下「職員」という。)について」に改める。

第4条の4中「退職日給料月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者その他」

を「25年以上勤務し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものその他の」に改める。

第4条の9第1項第1号中「79,200円」を「62,500円」に改め、同項第2号中「62,500円」を「50,000円」に改め、同項第3号中「50,000円」を「45,850円」に改め、同項第4号中「45,850円」を「41,700円」に改め、同項第5号中「41,700円」を「33,350円」に改め、同項第6号中「33,350円」を「25,000円」に改め、同項第7号中「25,000円」を「20,850円」に改め、同項第8号中「20,850円」を「16,700円」に改め、同項第9号中「16,700円」を「0」に改め、同項第10号を削り、同条第4項第1号中「及び第3号」を削り、「第8号」を「第7号」に、「第10号」を「第9号」に、「同項第9号」を「同項第8号」に改め、同項第2号中「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第3号を削る。

第6条第2項第1号中「（第4条の9第4項第3号に掲げる者を除く。）」を削る。

附則第9項及び第10項中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。